

事 務 連 絡  
平成18年12月19日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について  
(タイ産おくら及びその加工品)

平成18年度輸入食品等モニタリング計画については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号（最終改正：平成18年11月21日付け食安輸発第1121001号）に基づき実施しているところです。

今般、検疫所のモニタリング検査の結果、タイ産生鮮おくらにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、ジフルベンズロンを含む残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を引き続き50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

- 1 対象食品  
タイ産おくら及びその加工品（簡易な加工に限る。）
- 2 検査項目  
残留農薬（ジフルベンズロンを含む）

（違反事例）

1. 品 名：生鮮おくら
2. 生産国：タイ
3. 検査結果：ジフルベンズロン 0.07ppm（基準値：0.05ppm）
4. 検 疫 所：関西空港検疫所（届出受付番号：第63005506580号1欄）
5. 輸 入 者：ゴールデン・アルファ株式会社